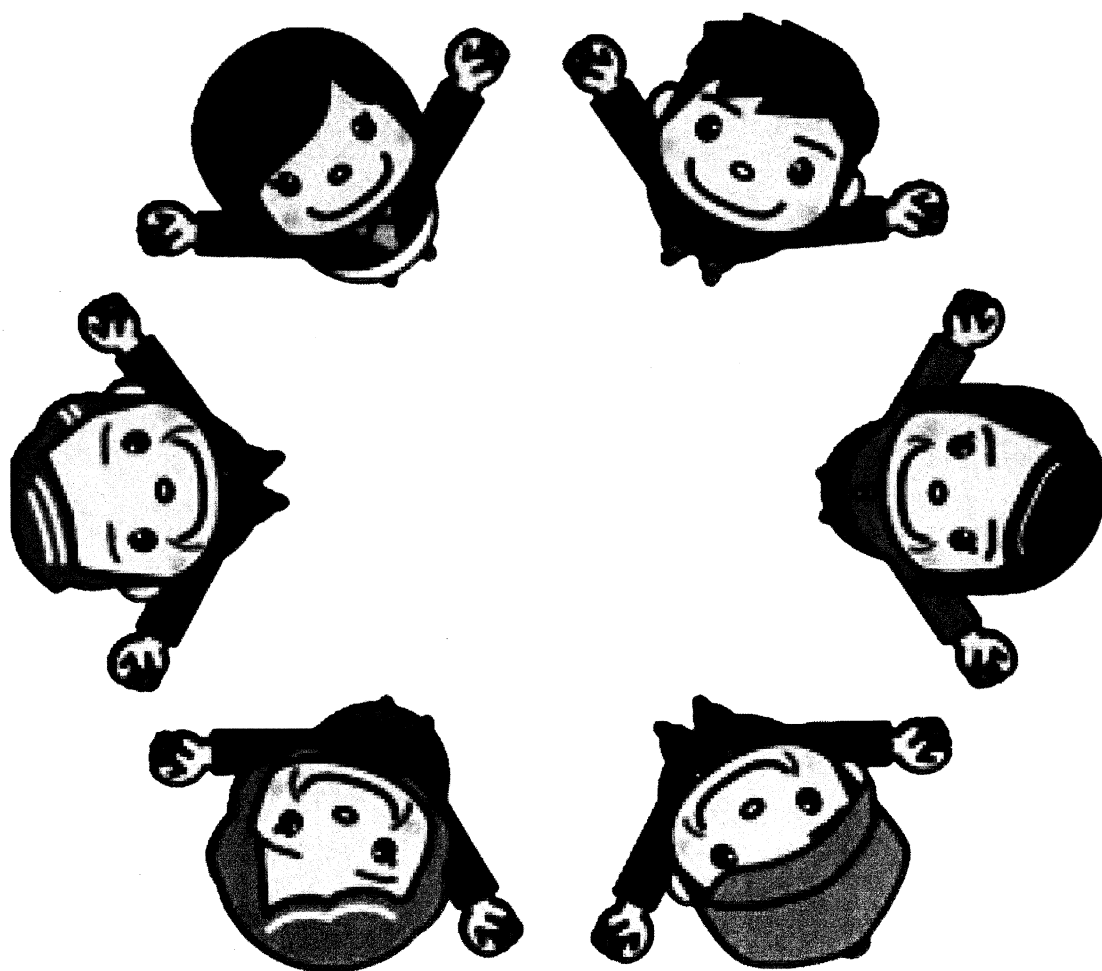


福祉教育における手引き 【令和6年度版】



掛川市社会福祉協議会

目 次

地域福祉教育とは	1
福祉教育プログラムメニュー	2
福祉教育プログラム実施までの流れ	3
福祉教育プログラム例（聴覚障がい者ゲスト）	4
年間を通じた福祉教育の取り組み実践例（小学校編）（中学校編）（高等学校編）	5～7
福祉教育助成金活用例	8
掛川市福祉教育実践校におけるゲスト等謝礼状況資料	9
福祉教育依頼申請書（記入例）	10
手話通訳者派遣費について	11
意思疎通支援利用申請書（記入例）	12
福祉教育派遣計算書	13
福祉教育貸出備品について	14～15
福祉お助け用品借用書（記入例）	16
車いす借用申請書（記入例）	17
事前・事後学習について	18
福祉教育における実践報告書	19
掛川市福祉教育実践校事業運営要綱	20～21
《参考資料》	
地域福祉を推進している地域組織一覧	22
福祉教育依頼申請書送付・相談先・書類提出先	23
各種様式ダウンロード	24～25

地域福祉教育とは

●福祉教育の定義

福祉教育とは、すべての人間が生命ある存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活の中で共に支え合い、一人ひとりが生きる喜びを味わうことができるよう「共に生きる力」を育む教育です。

※出典：全国社会福祉協議会「学校における福祉教育ハンドブック」1995

●地域福祉とは

福祉とは、「快適な生活状態」「満たされた生活状態」にあることを指す言葉。それは「一人ひとりが幸せな状態」。すなわち、「みんなのしあわせ」。

社会福祉とは、一人ひとりが「福祉的な状態」になるようにするための社会制度

地域福祉とは、一人ひとりが自分の暮らす地域で幸せな状態を感じられること。すなわち、みんなが「しあわせ」と感じられる地域を作ろうとする営み。

●実践校と社協の関わりについて

主体は学校です。(学校の教育目標にあわせて推進)

- ・ 社協は学校の福祉教育を推進する先生方のパートナーとして関わっていきます。

●実践校事業における社協の役割について

- ①各種情報提供（関係資料の提供）
- ②ゲストの紹介と連絡調整
- ③具体的実践に向けた相談・助言
- ④地域との調整
- ⑤福祉機器・機材の貸し出し
- ⑥各学校の取り組み事例を紹介（情報の共有化を図る）
- ⑦連絡会・打合せ会等の開催
 - ・ 掛川市福祉教育実践校連絡会の開催（年2回）※担当教諭対象
- ⑧事業費助成（各校、上限5万円）
- ⑨小・中・高校向け講座の企画・実施
- ⑩その他の支援（その他学校で必要な支援を適宜行ないます）

福祉教育プログラムメニュー

NO	メニュー	対象	内容	講師
1	福祉とは	小学生 中学生	福祉の意味・考え方を通して福祉は「ふだんのくらしのしあわせ」であることを学びます。	社協
2	肢体不自由	小学生	車いすユーザーをゲストとして普段の生活やまちの福祉について考えます。	当事者
3	聴覚障がい	小学生	聴覚障がい者をゲストとして耳の聞こえない方の生活やコミュニケーションの方法について学びます。ゲストから手話指導をしていただきます。	当事者
4	視覚障がい	小学生	視覚障がい者をゲストとして見え方の違いや普段の生活について教えていただきます。	当事者
5	ユニバーサルデザイン	小学生	ユニバーサルデザインの歴史や原則を学び、自分たちにできることを考えます。	社協
6	高齢者（認知症）	小学生 中学生	地域包括支援センターなどの職員から高齢者の生活や認知症について学びます。	包括支援センター等
7	発達障がい	小学生（高学年） 中学生	発達障がいの特性や対応方法について学びます。	社協のびる～む等
8	防災	小学生 中学生・高校生	防災士をゲストとして防災について学びます。	社協 活動団体
9	地域福祉	小学生・ 中学生・高校生	地域福祉とはどんなことか、地域でどんな活動をしているのかを学び、自分たちにできることを考えます。	社協 活動団体
10	精神障がい	中学生・高校生	精神障がいの症状や特性、周りの人たちができる配慮について学びます。	事業所 当事者
11	まとめ学習	小学生 中学生	複数のプログラムを体験した上で、あらためて「ふくし」について考えます。	社協

福祉教育プログラム実施までの流れ

学 校	社 協
<input type="checkbox"/> 社協へ福祉教育の実施の相談・依頼 ※遅くとも実施希望日の2ヵ月前までにお願いします。	<input type="checkbox"/> 学校からの相談・依頼受け
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>より良い体験を実施するため、必ず学校と社協とで打ち合わせを行います。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>～社協からのお願い～ 福祉教育は「障がい者＝可哀そう、大変、助けてあげなければいけない人」といった安易な固定概念を植え付けるものではありません。福祉教育の趣旨を理解していただくためにも社協との打ち合わせをしていただくようにお願いします。</p> </div>
◎プログラムの作成 ①対象は？ ②ねらい・目的は？ ③日程の候補日は？ <input type="checkbox"/> 様式1 「福祉教育依頼申請書」を各ふくしあ社協へ提出	<input type="checkbox"/> 様式1 「福祉教育依頼申請書」受け取り後、ゲスト、各機関への依頼・調整を行い、学校にご連絡します。
<u><聴覚障がい者ゲストの場合の追加事項></u> <input type="checkbox"/> 「意思疎通支援事業利用申請書」をFAXで掛川市役所福祉課へ提出（FAX：21-2100）	<u><聴覚障がい者ゲストの場合の追加事項></u> <input type="checkbox"/> 様式1 「福祉教育依頼申請書」受け取り後、掛川市ろうあ福祉会、掛川市役所福祉課へ依頼・調整を行い、学校へご連絡します。
<u><聴覚障がい者ゲストの場合の追加事項></u> ●市役所福祉課…手話通訳者を調整・決定し学校・社協へ決定通知書を送ります。	
<input type="checkbox"/> 3者（学校・ゲスト・社協）による事前打ち合わせ ※より良い福祉教育実践のため、3者で打ち合わせをし、詳細を決定。 ①プログラムの詳細について（事前・事後学習内容の確認） ②準備物について ③ゲストの移動手段について ④借用品について など	
<input type="checkbox"/> 事前学習	
<input type="checkbox"/> 実施当日	
<input type="checkbox"/> 事後学習（振り返り）	
<input type="checkbox"/> 様式2 「福祉教育における実践報告書」を各ふくしあ社協へ提出	

※年度当初にご相談いただけると、ゆとりをもって充実した計画が立てられます。

※遅くとも実施希望日の2ヵ月前には社協にご相談ください。

日が迫っている場合、ご希望に添えない場合があります。

※年度初め（4・5月）に実施したい場合は、年度末（2・3月）にご相談ください。

担当教諭が変わる場合は、学校内での連絡の徹底をお願いします。

福祉教育プログラム例（聴覚障がい者ゲスト）

	小学校1・2年生 (45分授業)	小学校3～6年生 (45分授業)	中学生・高校生 (50分授業)
1	ゲスト自己紹介 5分	ゲスト自己紹介 5分	ゲスト自己紹介 5分
2	体験と講話① 『体験から聞こえないことを理解する』 10分	体験と講話① 『体験から聞こえないことを理解する』 10分	体験と講話① 『体験から聞こえないことを理解する』 10分
3	交流 身ぶり当てゲーム グループワーク※ 20分	グループワーク※ 『こんな時、どうする??』 15分	グループワーク※ 『こんな時、どうする??』 15分
4	体験と講話② 交流振り返り、手話体験、 質疑応答他 10分	体験と講話② グループワーク振り返り 手話についてのお話 コミュニケーション方法 質疑応答等 15分	体験と講話② グループワーク振り返り 手話についてのお話 コミュニケーション方法 質疑応答等 20分

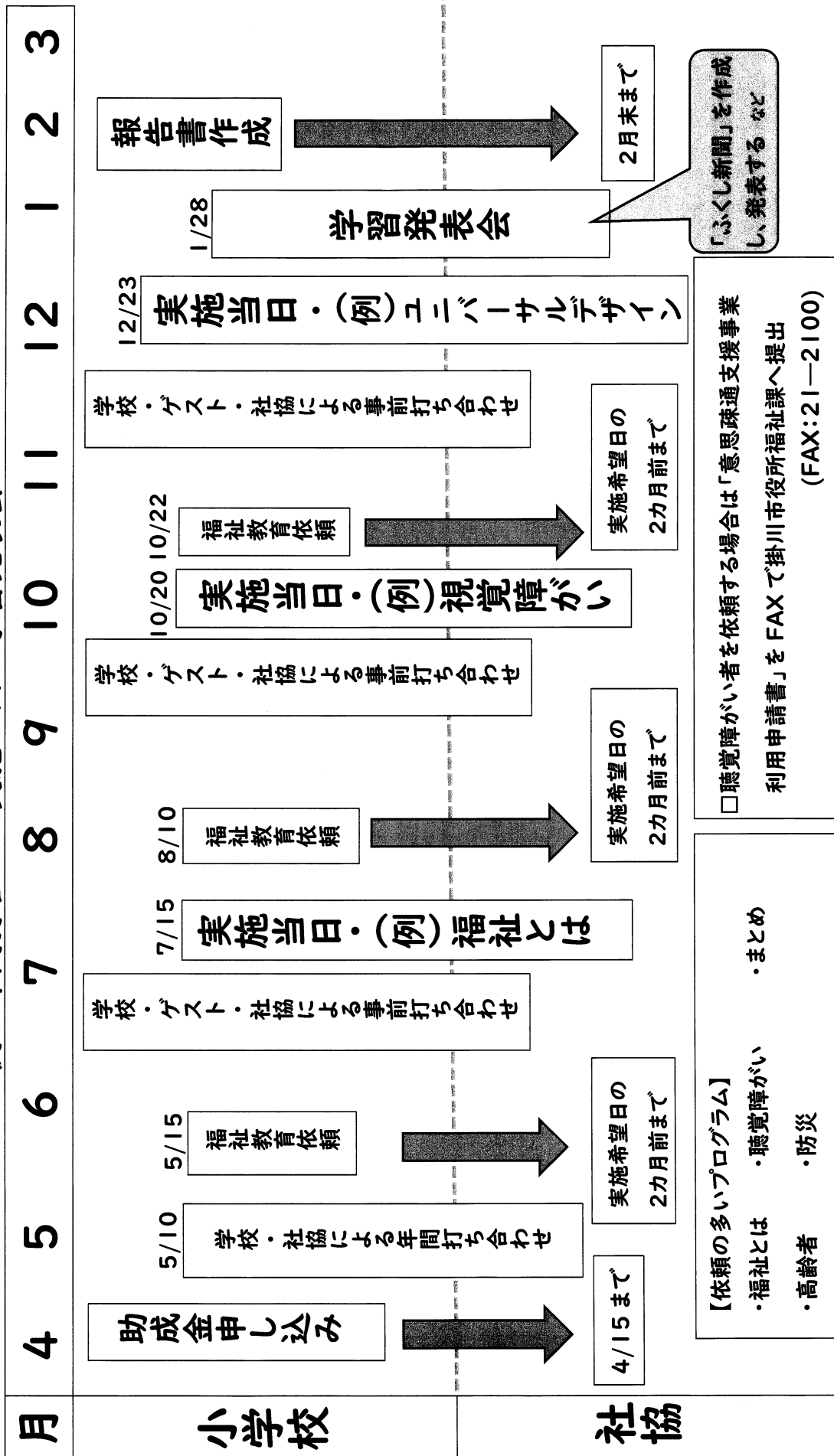
※グループワーク…ゲストから出されるお題について解決策の話し合いをする。

流れ・・・ ①ゲストよりお題の提示 ②話し合い ③発表 ④ゲストよりコメント

※講話について…聴覚障がい者の全体像をとらえた内容とする。

年間を通じた福祉教育の取り組み実践例(小学校編)

例：年間打合せ・実施3回・学習発表会



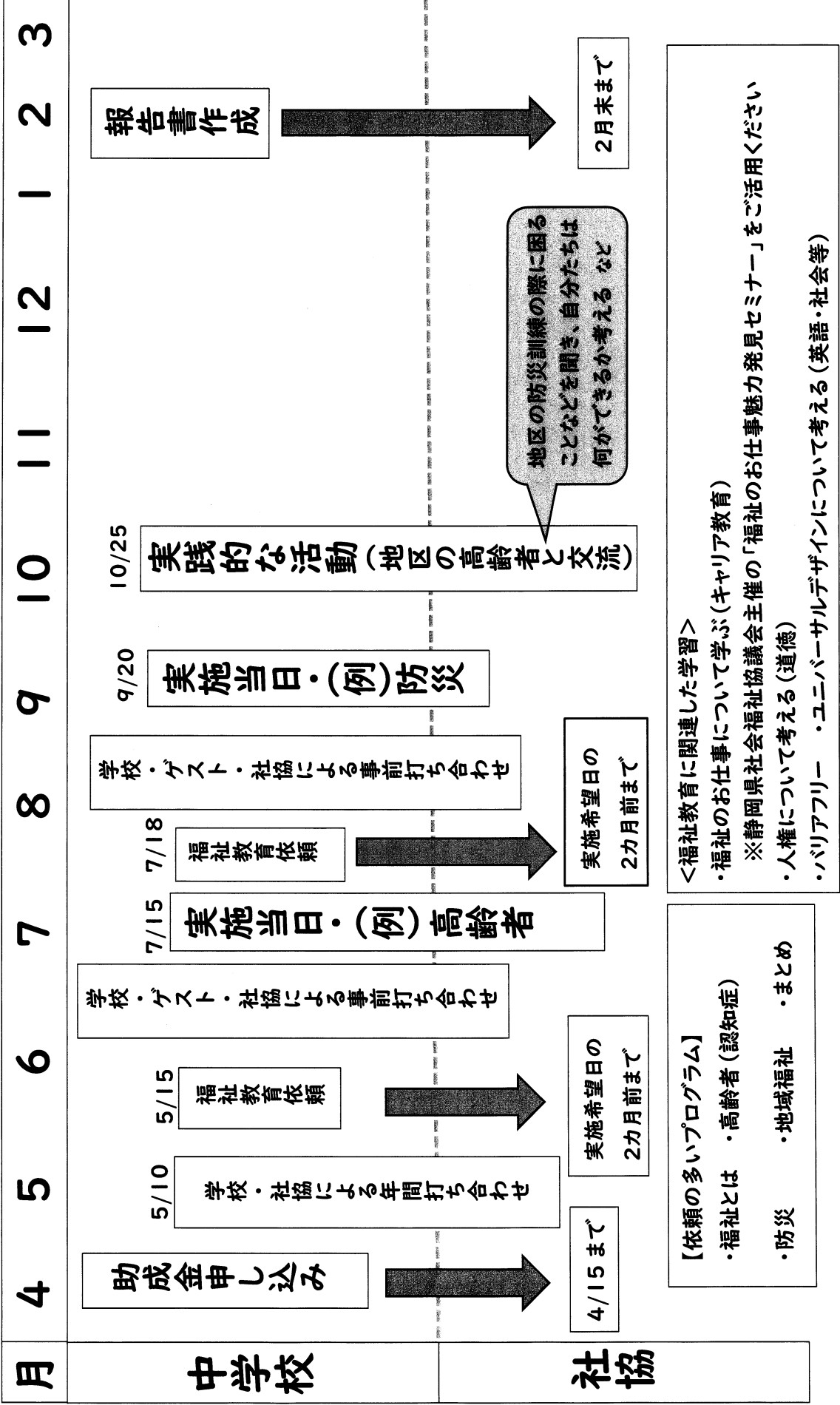
「ふくし新聞」を作成し、発表するなど

□聴覚障がい者を依頼する場合は「意思疎通支援事業利用申請書」をFAXで掛川市役所福祉課へ提出 (FAX:21-2100)
市役所福祉課...手話通訳者を調整・決定し
学校・社協へ決定通知書を送ります。
(聴覚障がいの内容のみ)

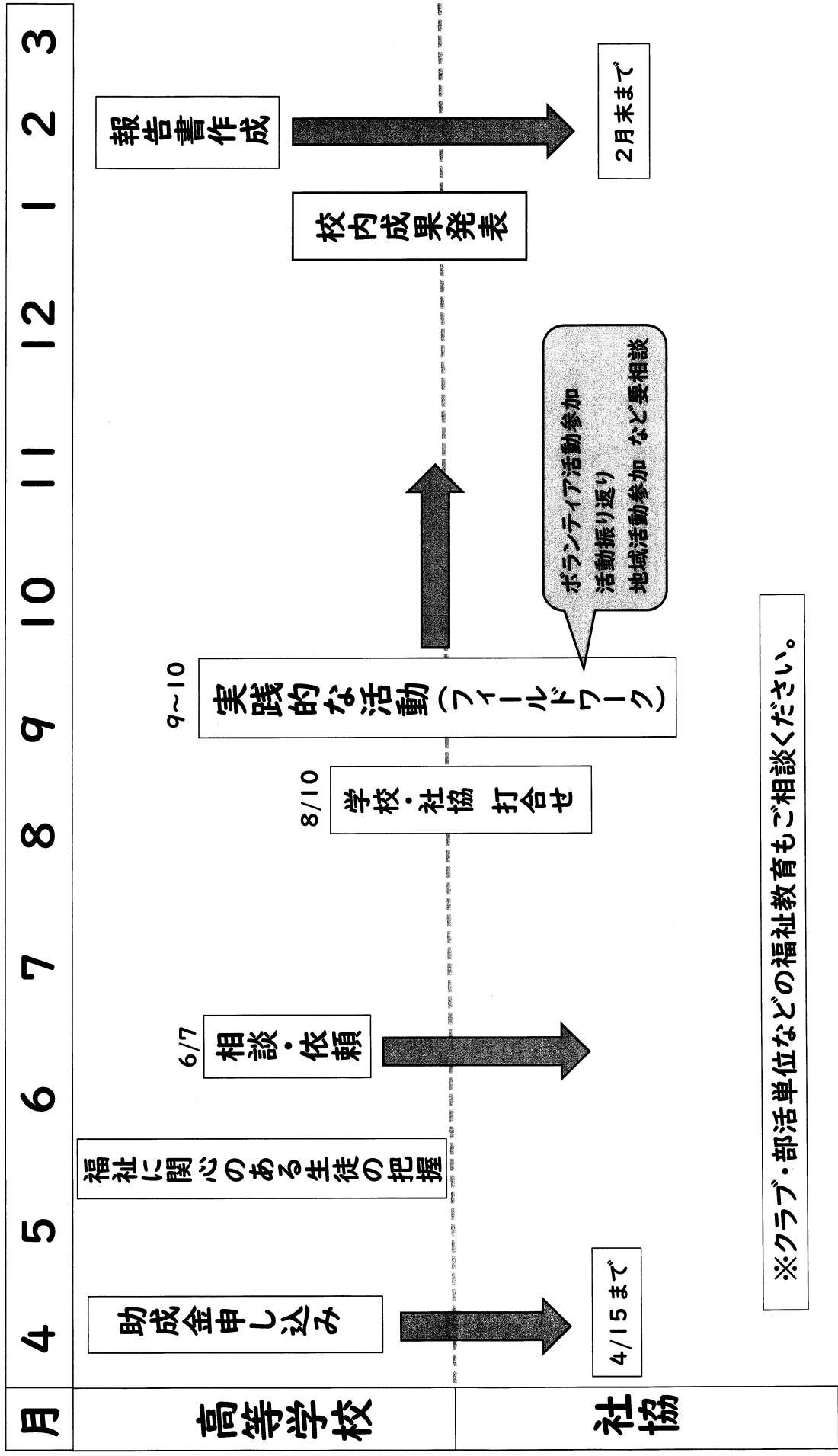
【依頼の多いプログラム】
・福祉とは
・高齢者
・視覚障がい
・聴覚障がい
・防災
・ユニバーサルデザイン
・まとめ

年間を通じた福祉教育の取り組み実践例(中学校編)

例：年間打合せ・実施2回・実践的な活動



年間を通じた福祉教育の取り組み実践例(高等学校編)



※クラブ・部活単位などの福祉教育もご相談ください。

福祉教育助成金活用例

	回数	金額(円)
ゲスト謝礼	1	5,568

聴覚障害の場合手話通訳

	時間	金額(円)
手話通訳	1	3,180
	分	金額(円)
	10	530

	キロ	金額(円)
通訳交通費	1	37

※通訳通訳者の交通費についてはP14の請求書が後日送付されます。

クラス数による経費試算

	金額(円)		開催場所	対象校	講師
	1クラス	2~3クラス			
福祉とは	0	0	教室	小・中	社協
ユニバーサルデザイン	0	0	教室	小	社協
高齢者(認知症)	0	0		小・中	包括支援センターなど
肢体	5,568	5,568	体育館等で合同	小	当事者
視覚障がい	5,568	5,568	体育館等で合同	小	当事者
聴覚障がい	5,568	11,136	教室、3クラスの場合2クラスに分ける	小	当事者
通訳(平均)	6,360	12,720			
交通費(平均)	2,000	4,000			
発達障がい	0~5,568	0~11,136	//	小(高学年)・中	社協、のびる~おなど
防災	0~5,568	0~11,136	//	小・中・高	社協、活動団体
地域福祉	0~5,568	0~11,136	//	小・中・高	社協、活動団体
精神障がい	0~5,568	0~11,136	//	中・高	事業所、当事者
まとめ学習	0	0	教室	小・中	社協

※ 令和5年度の各学校の福祉教育内容、ゲストへ謝礼等詳細についてはP9をご確認ください。

※ その他助成金の活用については社会福祉協議会にご相談ください。

**掛川市福祉教育実践校におけるゲスト等謝礼状況資料
(令和5年度実績)**

	内 容	回数・時間	対 象	協力ゲスト	謝礼内容
1	福祉集会	1回	5年	障がい者(1人)	5,568円
2	福祉集会	1回	4年	障がい者(1人)	5,568円
3	福祉集会	1回	3年	障がい者(2人)	11,136円
4	福祉集会	1回	3年	手話通訳者(2人)	17,191円
5	福祉学習	45分×2回	4年	視覚障がい者(1人) 聴覚障がい者(1人)	21,362円
6	総合的な学習の時間	1時間、1回	4年	視覚障がい者 聴覚障がい者	5,000円 5,000円
7	視覚障がい者との交流	1回(45分)	4年	視覚障がい者	5,568円
8	肢体不自由者との交流	1回(45分)	4年	肢体不自由者	5,568円
9	グラウンドゴルフ交流会	1時間1回	4年	地元住民	ペットボトル茶
10	将棋交流	1時間×4回	ボードゲームクラブ	地元住民	ペットボトル茶
11	昔の遊び体験	1時間1回	1年	地元住民	ペットボトル茶
12	福祉集会	45分間	4,5,6年 特別支援学級	肢体不自由の方	5,568円
13	福祉教育	4回	学年	障がい者	5,568円
14	読み聞かせ	3時間×4回 15分×11回 45分×1回	全校	読み聞かせボランティア アグループ	お菓子
15	図書整備	3時間×4回	全校	地元住民	お菓子
16	家庭内DIG	45分1回	5年生	ボランティア団体 (防災士)	10,000円
17	福祉講話	45分3回	5年	障がい者	各5,568円
18	福祉講話	45分1回	5年	手話通訳料	9,243円
19	車いす体験	45分1回	5年	肢体不自由者	5,568円
20	福祉体験(視覚)	45分1回	4年	視覚障がい者	5,568円
21	福祉体験(聴覚)	45分1回	3年	聴覚障がい者 手話通訳者	29,946円
22	補助犬についての講話	1時間1回	4,5年	視覚障がい者	5,000円
23	耳が不自由な人の生活についての講話	1時間1回	4,5年	聴覚障がい者	5,000円
24	肢体不自由者の生活についての講話	1時間1回	4,5年	肢体不自由者	5,000
25	福祉集会	1時間	5年	聴覚障がい者(2人)	11,136円
26	福祉集会	1時間	5年	手話通訳者(2人)	20,669円
27	福祉集会	1時間	4年	視覚障がい者(1人)	5,568円
28	福祉集会	2時間 (1回)	3~6年	視覚障がい者	11,137円
29	講演・体験	2時間	4年	障がい者	20,000円
30	障がい者	1時間×2回	5年	視覚障がい者 聴覚障がい者	5,568円 5,568円

掛川市社会福祉協議会 福祉教育担当者宛

(FAX 番号)

【東部ふくしあ社協】28-9424 【中部ふくしあ社協】28-8547 【西部ふくしあ社協】29-6193

【南部大東ふくしあ社協】72-6677 【南部大須賀ふくしあ社協】48-1013

福祉教育依頼申請書

実施希望日の2か月前に提出

申込日： 年 月 日

学校名		担当者名		連絡先	
希望メニュー					
対象者	学年	クラス数	人数	その他	
実施目的	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 子どもたちにどんなことを学んでほしいか、具体的にご記入ください。 </div>				
希望内容					
事前学習					
事後学習					
実施希望日時 (必要時間数)	第1希望：	月	日()	～	(分間)
	第2希望：	月	日()	～	(分間)
	第3希望：	月	日()	～	(分間)
打合せ希望日	第1希望：	月	日()	～	
	第2希望：	月	日()	～	
	第3希望：	月	日()	～	
その他 特記事項					

手話通訳派遣費について

派遣費

- ・ 実働時間は通訳開始時間、又は打ち合わせ開始時間から通訳終了時間まで。
(打ち合わせ時間は通訳開始時間の10分前とする)
- ・ 1時間当たり3180円。
- ・ 1時間未満は1時間とみなす。
- ・ 端数がある場合は10分につき530円で計算し、10分未満は切り上げる。

交通費

- ・ 1キロ37円(1キロ未満は切り捨てる。)
- ・ 打ち合わせと実施日それぞれの日毎に計算する。

福祉教育終了後、福祉教育派遣計算書(例:P13)が福祉課から学校へ送付されます。
到着後、手続きをお願いいたします。

手話通訳派遣についてわからないことがございましたら掛川市福祉課、手話通訳担当者様まで連絡をお願いいたします。

手話通訳担当 TEL21-1139 FAX21-2100

※打ち合わせ日と当日の2枚提出ください

記入例

意思疎通支援事業利用申請書

申請日 → 年 月 日

(あて先) 掛川市長

意思疎通支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ	学校名		生	年	月	日
	氏名	※記入なし		年	月	日	
居住地	〒	学校の住所と電話番号とFAX番号					
身体障害者手帳番号	※記入なし	() 級	性別	※記入なし			
派遣	<input checked="" type="checkbox"/> チェック	<input type="checkbox"/> 手話通訳者	<input type="checkbox"/> 要約筆記奉仕員				
派遣希望日	年 月 日 (曜日)						
派遣希望時間	午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで						
派遣場所	打ち合わせ日…打ち合わせ会場 当日…当日会場 (多目的室等)						
要件	打ち合わせ日…〇〇学校福祉教育打ち合わせ 当日…〇〇学校福祉教育						
あらかじめ伝えておきたい事項	(2クラス以上で行う場合) 2会場で同時進行、1クラスずつ時間をずらす、1会場で全員で行う等が分かればご記入ください。						
待ち合わせ場所 (地図)	※記入なし						

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本	<input checked="" type="checkbox"/> チェック	申請者本人以外 (下の欄に記入)				
フリガナ	クラス名+名前		申請者との関係	職員			
氏名							
住所	〒	学校住所と電話番号 ※同上、で大丈夫です					

掛川市立 ○○小学校 様

お世話になります。下記のとおり手話通訳料を報告します。合計金額を通訳者の口座にお振り込み下さい。



事業外手話通訳派遣費計算書

派遣内容		○○小学校 福祉教育									
日付	氏名	実働時間	換算時間	3180円/時、530円/10分	距離数	37円/1km	合計金額	口座名義	振込銀行名	支店名	口座番号
打合せ日	掛川花子	15:20 ~ 16:25	1:05	3,710円	6km	222円	3,932円				
	掛川一子	15:20 ~ 16:25	1:05	3,710円	16km	592円	4,302円				
	掛川かけ子	15:20 ~ 16:25	1:05	3,710円	28km	1,036円	4,746円				
実施日	掛川花子	10:45 ~ 12:10	1:25	4,770円	10km	370円	5,140円				
	掛川一子	10:45 ~ 12:10	1:25	4,770円	18km	666円	5,436円				
	掛川かけ子	10:45 ~ 12:10	1:25	4,770円	30km	1,110円	5,880円				
合計	掛川花子						9,072円	カケガワハナコ	○○銀行	○○支店	123456
	掛川一子						9,738円	カケガワハナコ	○○市農協	○○支所	78910
	掛川かけ子						10,626円	カケガワハナコ	○○信用金庫	○○支店	12345

※1: 1時間未満の場合は1:00とみなして派遣手当を支給する。

掛川市福祉課 手話通訳 担当 ○○

TEL 21-1139

FAX 21-2100

福祉教育貸出備品について

掛川市社会福祉協議会では、福祉教育の教材として備品の貸出を行っています。

決して障がいの疑似体験がいけないというわけではありませんが、安易な障がいの疑似体験は「障がい者=とても苦勞している人・かわいそうな人・助けてあげなければならない人」など、障がい者のマイナスイメージばかりを強調し、誤った障がい者観を植え付けてしまう可能性があります。

事前に学校・社協で打合せをさせていただき、内容等検討後、必要な体験をする際の備品貸し出しとなりますので備品だけの貸出は行っておりません。

当事者の方から日々の生活をどのように、またどのような思いで送っているのか等をお話していただくことで、子どもたちの気づきが生まれ、当事者をより知るきっかけにもなります。

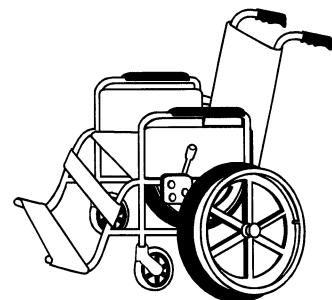
1 貸出手続き

- ① 各ふくしあ窓口に連絡し、担当と打合せをします。
- ② 内容を検討し、福祉お助け用品借用書、車いす借用申請書を提出してください。
- ③ 貸出日になりましたら、貸出備品を所定の場所まで取りに来てください。原則、学校側で備品の運び出しと返却をお願いしています。

貸出日時 平日 9:00～17:00

2 貸出期間

1週間以内 ※1週間以上の場合は応相談



貸出備

【本所】

用品名	保有数	備考
アイマスク	40	
車いす	34	貸出台数は貸出し状況により異なります。
点字器	32	金属の部分のみ。点字盤とセットで貸出します。
点字盤	30	点字器とセットで貸出します。
携帯用点字器	55	(紐あり 24、紐なし 31)
シニアシュミレーター	2	Lサイズ ※重りチョッキ、手首・足首用重り、手首用サポーター (片方)、足首用サポーター、伸縮ステッキ、ゴーグル、 白内障メガネ、耳栓 Mサイズ ※重りチョッキ、手首・足首用重り、手首用サポーター (片方)、足首用サポーター、膝用サポーター、 伸縮ステッキ、ゴーグル、白内障メガネ、耳栓
盲導犬・補助犬DVD	3	

【南部大東ふくしあ社協】

用品名	保有数	備考
アイマスク	28	
車いす	12	貸出台数は時期により異なる
携帯用点字器	18	
シニアシュミレーター	4	全Mサイズ ※重りチョッキ、手首・足首用重り、ひじ用サポーター(片方 S2, M2)、 足首用サポーター、膝用サポーター、伸縮ステッキ(あり2、なし 2)、 ゴーグル2、白内障メガネ2、耳栓 *数字表示のないものは4 ゴーグルのみ 22 (他レンズのみ 3)
白杖	10	
点字盤	8	点字器とセットで貸出します。

【南部大須賀ふくしあ社協】

用品名	保有数	備考
アイマスク	11	
車いす	6	貸出台数は時期により異なる
点字器	1	金属の部分のみ。点字盤とセットで貸出します。
携帯用点字器	8	
点字盤	1	点字器とセットで貸出します。
シニアシュミレーター	8	全Mサイズ ※イヤードィフェンダー、手首・足首用重り、 膝用サポーター、肘用サポーター、白内障メガネ
白杖	6	
オセロ	2	視覚障がい者用
トランプ	2	視覚障がい者用

記入例

課長	係長	係	課僚

福祉お助け用品借用書

申請書を提出する日

年 月 日 ()

掛川市社会福祉協議会 会長 様

借用団体名 : _____

借用責任者 : _____ 学校名・住所・連絡先

借用者住所 : _____

連絡先 : _____

借用期間	年 月 日 () 受取時間 :		
	年 月 日 () 返却時間 :		
使用日	年 月 日 ()		
使用目的	福祉教育で使用		
会場	手引書 P16 を参照してご記入ください		
備品NO	用品名	借用数	保管場所
			本所・中部・西部・大東・大須賀
			本所・中部・西部・大東・大須賀
			本所・中部・西部・大東・大須賀
			本所・中部・西部・大東・大須賀
			本所・中部・西部・大東・大須賀

返却

上記の用品を借用します。

用品を汚損、破損、紛失した場合は、当方において修理・弁償等の責任を負います。

職員記入欄

返却 確認日	年 月 日	確認者印	
-----------	-------	------	--

社協職員が記入します。

車いす借用申請書

会 長	課 長	係 長	係	課 僚
提出する日 年 月 日 社会福祉法人 掛川市社会福祉協議会 会長 様 下記のとおり車いすの借用を申請いたします。 尚、故意又は過失により破損等生じた場合、修理等の実費を負担致します。				
利 用 者	学校名			
住 所	掛川市			
電 話	学校住所・電話番号			
申 請 者 ※利用者とは異なる場合のみ ご記入ください。	氏名			
	住所			
	電話			
借 用 期 間	年 月 日 () 曜日 から 年 月 日 () 曜日 まで			
用 途 ・ 理 由	通院 ・ ケガ(骨折等) ・ 施設の送迎 ・ 社会参加 ・ その他 ()			
介 護 保 険	利用なし (<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 申請中) ・ 利用あり (介護度) <small>※要介護2~5の方は介護保険を利用したレンタルをご利用いただくよう願っています。</small>			
備 考				
車いす No.	NO.			

返 却 日	年	月	日	確認印
-------	---	---	---	-----

社協職員が記入します。

事前・事後学習について

子どもたちが福祉教育実践で何を感じたのか、どのような変化があったのかを捉えることで事前事後学習を含めた実践全体の振り返りにつながります。

また、学校から地域へと福祉教育を広める工夫として、保護者の方からのコメントをいただくことを推奨しています。

学校や学年によって項目や表記を工夫し、振り返りしやすい形で実施してください。

【参考 ワークシート】

事前学習をして思ったこと

授業メモ

お話を聞いて思ったこと

おうちの人から

福祉教育における実践報告書

学校名	学校	担当者	
学年 (人数)	年 (人)	実施日	令和 年 月 日 ()
★テーマ			
★目的・ねらい			
★具体的な実践内容について (事前学習)			
(当日)			
(事後学習)			
★実践活動の反省 (子どもの様子・良かった点・反省点・今後考えていること等)			

掛川市福祉教育実践校事業運営要綱

第1. 事業の目的

小学校、中学校及び高等学校の児童生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、社会連帯の精神を養い、児童生徒を通じて家庭及び地域社会の啓発を図ることを目的とする。

第2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、社会福祉法人掛川市社会福祉協議会（以下「市社協」という）とする。

第3. 事業の対象

市内35校（小学校22校、中学校9校、高等学校4校）

第4. 実践校の指定

第1条の事業の目的に沿った活動を希望する学校は、次により助成を受けることができる。ただし、助成を受けない場合においても、助成を受ける学校に準じて活動するものとする。

- (1) 指定期間中の活動を継続し、深化させる内容であること。
- (2) 期間は1年間を1単位として、毎年継続の意志を確認する。
- (3) 助成金は、年額5万円を上限として実践校に交付する。

第5. 実践校の活動

実践校における活動は、それぞれの学校と地域の実情にあわせ、独自の計画に基づき、概ね次のような活動をする。

- (1) 福祉講演会、映画会、展示会などによる福祉意識の啓発活動
- (2) 社会福祉についての調査研究活動
- (3) 地域社会で取り組まれている地域福祉実践活動への参加・協力や、地域内の社会福祉関係機関・団体等との交流活動
- (4) 社会福祉施設への訪問、見学（体験）及びボランティア活動
- (5) 社会福祉関係行事への参加活動
- (6) 福祉関係紙（誌）、学校新聞などの作成・配布、広報活動
- (7) 体育祭、文化祭などの学校行事へ高齢者などを招待する活動
- (8) 実践校相互の交流、学習活動
- (9) 家庭、地域社会への啓発活動
- (10) 福祉に対する制度・サービスについて学ぶ活動
- (11) その他目的達成のために必要な活動

第6. 助成金の使用について

助成金の使用については、本事業の目的にそって適切な使用に努めること。次にあげる事例のような使用は避けること。

- (1) 福祉施設への訪問等において、施設利用者へ相当額の見舞い金やプレゼント代に当てること。
- (2) ボランティア活動に関して、参加児童生徒の昼食代に当てること。
- (3) 保護者参観会等における講演謝礼金やPTA行事（PTA会報、図書購入費を本事業助成費から一部負担することなど）学校行事との区別が明確でない使用。

第7. 助成の申請

助成の交付を受けようとするものは、下記の書類を添えて、期日までに掛川市社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）に提出するものとする。また、助成交付を申請しない場合は、事業計画書を提出するものとする。

（様式は問わない）

(1) 提出書類

- ア. 交付申請書（指定：様式1）
- イ. 事業計画書（指定：様式2）

(2) 提出期限

実践活動当年度の4月15日まで

第8. 助成金の決定

社協会長は、毎年定める予算の範囲内で、第7による交付の申請を受けたときはこれを審査し、適当と認めたときは助成金の交付を決定し、すみやかに交付決定通知書（指定：様式3）を交付するものとする。

第9. 助成金の交付

助成金の交付は、原則として助成対象事業が完了した後に交付するものとする。ただし、助成対象事業の性質上、社協会長が必要と認めたときは、概算払いすることができる。尚、請求書（指定：様式4）の提出を必要とする。

第10. 実績の報告

(1) 提出書類

- ア. 実績報告書（指定：様式5）
- イ. 事業決算書（指定：様式6）

(2) 提出期限

助成の交付があった当年度の2月末日まで

また、助成金交付を申請しない場合は、実績報告書を提出するものとする。

（様式は問わない）

附則. この要綱は平成17年4月1日から適用する。
この要綱は平成20年4月1日から適用する。
この要綱は平成21年4月1日から適用する。
この要綱は平成22年4月1日から適用する。
この要綱は令和4年4月1日から適用する。

地域福祉を推進している地域組織一覧

(令和6年4月1日現在)

中学校区	小学校区	組織名
栄川中	日坂小	日坂地区福祉協議会
		東山地区まちづくり協議会福祉部
	東山口小	東山口地区福祉協議会
東中	西山小	西山地区福祉協議会
	第一小	第一小地区福祉協議会
		南郷地区福祉協議会
上内田小	上内田地区福祉協議会	
西中	中央小	掛川第三地区福祉協議会
		城西地区福祉協議会
		西南郷地区福祉協議会
	第二小	第五地区福祉協議会
	曾我小	曾我地区福祉協議会
桜が丘中	桜木小	桜木地区福祉協議会
	和田岡小	和田岡地区福祉協議会
原野谷中	原谷小	原谷地区福祉協議会
	原田小	原田地区福祉協議会
北中	城北小	城北地区まちづくり協議会福祉部会
		粟本地区まちづくり協議会福祉部会
		葛ヶ丘地区福祉協議会
	倉真小	倉真地区福祉協議会
	西郷小	西郷地区まちづくり協議会地域福祉部
		原泉地区福祉協議会
大浜中	千浜小	千浜東区福祉委員会
		千浜西区福祉委員会
		国浜区福祉委員会
	大坂小	三浜区福祉委員会
		浜野区福祉委員会
		大坂地区まちづくり協議会健康福祉部
城東中	土方小	土方地区まちづくり協議会健康教育部
	佐東小	佐東地区まちづくり協議会福祉部
	中	中地区まちづくり協議会福祉部
大須賀中	横須賀小	大須賀第一地区福祉協議会
		大須賀第二地区まちづくり協議会福祉委員会
		大須賀第三地区まちづくり協議会福祉委員会
	大淵小	大淵地区福祉委員会

地域とつながりを持ちたいけど、どうしたら良いの？
 自分の地域ではどんな活動を行っているの？
 社会福祉協議会にご相談ください。



福祉教育依頼申請書送付・相談先・書類提出先

学校名	担当エリア
日坂小学校	<p>東部ふくしあ社協 (担当：後藤・晝仲) 掛川市菌ヶ谷 881-1 TEL 23-4720 FAX 28-9424 ☒ toubu-center@kakegawa-syakyo.or.jp</p>
東山口小学校	
西山口小学校	
城北小学校	
倉真小学校	
第一小学校	
栄川中学校	
東中学校	
掛川西高校	
第二小学校	<p>中部ふくしあ社協 (担当：小関・高橋) 掛川市杉谷南 1-1-30 TEL 28-8546 FAX 28-8547 ☒ chubu@kakegawa-syakyo.or.jp</p>
中央小学校	
曾我小学校	
上内田小学校	
西中学校	
掛川東高校	
掛川工業高校	<p>西部ふくしあ社協 (担当：倉野・前嶋) 掛川市下垂木 1270-2 TEL 29-6192 FAX 29-6193 ☒ seibu@kakegawa-syakyo.or.jp</p>
桜木小学校	
和田岡小学校	
原谷小学校	
原田小学校	
西郷小学校	
北中学校	
桜が丘中学校	
原野谷中学校	<p>南部大東ふくしあ社協 (担当：萩原・佐藤) 掛川市三俣 620 TEL 72-1135 FAX 72-6677 ☒ daito@kakegawa-syakyo.or.jp</p>
土方小学校	
佐東小学校	
中小学校	
千浜小学校	
大坂小学校	
城東中学校	
大浜中学校	<p>南部大須賀ふくしあ社協 (担当：黒柳・大澤) 掛川市西大淵 100 TEL 48-5531 FAX 48-1013 ☒ osuka2@kakegawa-syakyo.or.jp</p>
横須賀小学校	
大淵小学校	
大須賀中学校	
横須賀高校	

各種様式のダウンロードについて

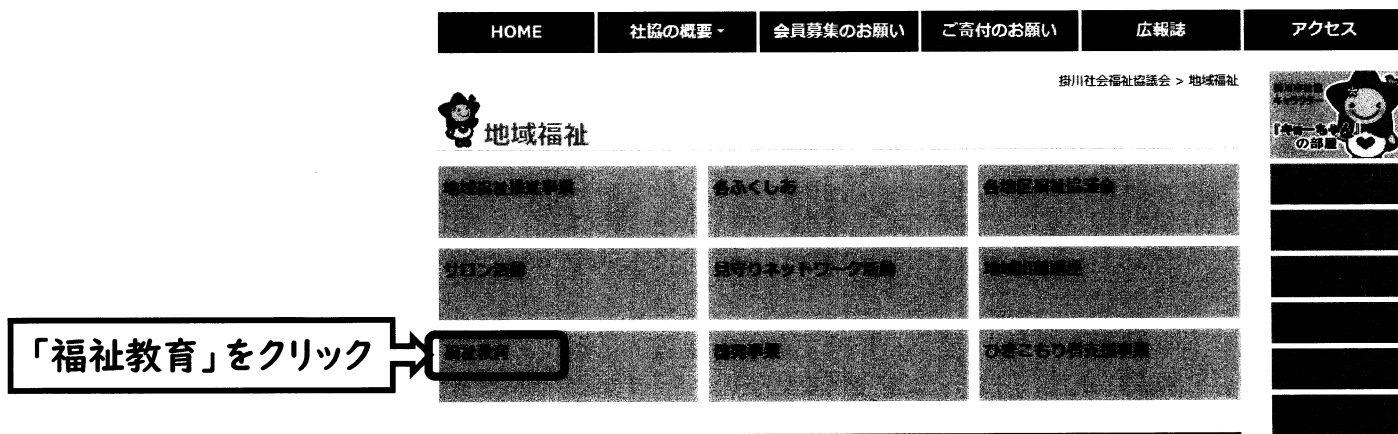
掛川市社会福祉協議会のホームページからダウンロードができます。

【ダウンロードの方法】

- ① 「掛川市社会福祉協議会」と検索して、ホームページを開いてください。
- ② 「地域福祉」をクリックしてください。



- ③ 「福祉教育」をクリック



裏面に続く

④ いくつかの様式が表示されますので、ご希望の様式をクリックしてください。

- ・ 福祉教育依頼申請書
- ・ 福祉教育における実践報告書
- ・ 意思疎通支援事業利用申請書
- ・ 福祉お助け用品借用書
- ・ 車いす借用申請書

●掛川市福祉教育実践校事業運営要綱

(様式1) 掛川市福祉教育実践校事業助成金交付申請書

(様式2) 掛川市福祉教育実践校事業計画書

(様式5) 掛川市福祉教育実践校事業 実績報告書


(様式6) 掛川市福祉教育実践校事業決算書

●掛川市福祉教育実践校事業

小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象に社会福祉への理解と関心を深め、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会の啓発を図ることを目的に各校の学校目標に沿った福祉教育の推進を図ります。

【開催時期】学校の希望により調整

小学校 22校 中学校 9校 高等学校 4校

☑ 各学校の取り組み 



福祉教育の手引き ※現在準備中

<各種様式>

・ 福祉教育依頼申請書	word版	PDF版	記入例
・ 福祉教育における実践報告書	word版	PDF版	
・ 意思疎通支援事業利用申請書	word版	PDF版	記入例
・ 福祉お助け用品借用書	word版	PDF版	記入例
・ 車いす借用申請書	word版	PDF版	記入例

●掛川市福祉教育実践校事業運営要綱

[\(様式1\) 掛川市福祉教育実践校事業助成金交付申請書](#)

[\(様式2\) 掛川市福祉教育実践校事業計画書](#)

[\(様式5\) 掛川市福祉教育実践校事業 実績報告書](#)

[\(様式6\) 掛川市福祉教育実践校事業決算書](#)